



# 鳥取県公報

平成15年5月6日(火)  
第7481号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (299) (健康対策課) ..... 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (300) ( " ) ..... 1
	種畜証明書の有効期限の延長 (301) (畜産課) ..... 2
人委告示	口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 (1) (任用課) ..... 2
公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民室) ..... 4
	平成15年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) ..... 5
	平成15年度鳥取県職員採用試験 (資格・免許職) の実施 ( " ) ..... 8
	平成15年度鳥取県警察官採用試験 (大学卒業程度) の実施 ( " ) ..... 11

## 告 示

### 鳥取県告示第299号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年5月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人赤ちゃんこどもクリニックしんざわ	米子市西福原1654 - 2	平成15年4月1日
うさぎ薬局雲山店	鳥取市新93 - 32	"
なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目23 - 18	"
なかの薬局トスク末恒店	鳥取市美萩野一丁目118	"

### 鳥取県告示第300号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年5月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
赤ちゃんこどもクリニックしんざわ	米子市西福原1654 - 2	平成15年3月31日
なかの薬局	鳥取市若葉台南六丁目23 - 18	"

**鳥取県告示第301号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から平成14年度定期種畜検査を受けた種畜の現在交付されている種畜証明書の有効期限については、当該種畜に係る平成15年度定期種畜検査の日まで延長した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年5月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

---

**人 事 委 員 会 告 示**

---

**鳥取県人事委員会告示第1号**

平成11年鳥取県人事委員会告示第3号（口頭による開示請求ができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成15年5月6日から施行する。

平成15年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第61号）第10条の規定により次のとおり告示する。	鳥取県個人情報保護条例（平成11年3月鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年9月鳥取県規則第61号）第10条の規定により次のとおり告示する。
1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の内容等	1 口頭による開示請求ができる個人情報の内容等

個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間
略		
鳥取県職員採用試験のうち試験の種類が警察事務のもの	第1次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	略
鳥取県警察官採用試験	第1次試験の受験者(他の都道府県の警察官を併せて志望している者を除く。)の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の合格者発表日から1年間
	第1次試験の受験者(他の都道府県の警察官を併せて志望している者に限る。)の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	その者が志望している他の都道府県の警察官採用試験の最終合格者発表日から1年間
鳥取県公立学校栄養職員採用試験	第1次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の合格者発表日から1年間
	第2次試験の受験者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに最終順位	最終合格者発表日から1年間

2 略

個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間
略		
鳥取県職員採用試験のうち試験の種類が警察事務のもの	第1次試験の不合格者の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	略
鳥取県警察官採用試験	第1次試験の不合格者(他の都道府県の警察官を併せて志望している者を除く。)の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに第1次試験における順位	第1次試験の合格者発表日から1年間

2 略

## 公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第39条の規定により、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成15年5月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

実 施 機 関	開示請求件数	処 理 状 況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
知事（知事部局）	37	51	0	0	11
知事（企業局）	0	0	0	0	0
教育委員会	35	35	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0
合 計	72	86	0	0	12

（注） 個人情報開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

### 2 個人情報の口頭による開示請求の件数

実 施 機 関	開示請求の件数
知事（知事部局）	110
知事（企業局）	0
教育委員会	879
人事委員会	900
病院事業管理者	3

（注）「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関のみである。

### 3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

### 4 個人情報は正の申出の件数及び処理状況

申出なし

## 5 不服申立ての件数及び処理状況

実施機関	不服申立て件数	処 理 状 況				
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	未決定
知事（知事部局）	2	0	0	0	2	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0
合 計	2	0	0	0	2	0

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成15年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

## 1 試験の名称

平成15年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

## 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	法 律 コ ー ス	40名程度
	経 済 コ ー ス	
	文化芸術コース	1名程度
	国 際 コ ー ス	1名程度
総 合 化 学		3名程度
獣 医 師		6名程度
土 木		10名程度
機 械		2名程度
建 築		1名程度
造 園		1名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

## 3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職等

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額164,640円ほか諸手当が支給される。なお、当

該給料月額、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

#### 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 獣医師 昭和43年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師以外の試験の種類

(ア) 昭和43年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者

(イ) 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したものの若しくは平成16年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必 要 な 資 格
事 務 (国際コース)	次の要件をすべて満たす者であること。 (1) 海外に生活の拠点を置いて、次のいずれかの国際経験（その期間が1年以上連続したものに限る。）を有すること。ただし、国家公務員及び地方公務員としての経験並びに海外の大学等への留学の経験を除く。 ア 青年海外協力隊等を通じた海外における協力活動その他の海外におけるボランティア活動 イ 民間企業等での海外における業務 ウ 通訳業務 (2) 英語、中国語（北京語に限る。）又は韓国・朝鮮語のうちいずれかの外国語について、日常会話程度以上の語学力を有すること。
獣 医 師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又は平成16年3月31日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成16年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

#### 6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務（法律コース）及び事務（経済コース）

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式）

イ 事務（文化芸術コース）

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）

ウ 事務（国際コース）

教養試験（多肢選択式）及び論文審査

論文は、試験日に試験の場所において提出するものとする。

エ アからウまでに掲げる職種以外のもの

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成15年6月22日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部 米子市西町86

専修大学神田校舎 東京都千代田区神田神保町三丁目8

7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 事務（国際コース）

語学力試験（会話式及び記述式）、人物試験（集団討論及び個別面接）及び適性検査

イ アに掲げる職種以外のもの

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）及び適性検査

(2) 試験の期日

平成15年7月27日（日）から同月31日（木）まで

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成15年7月16日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成15年8月21日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成16年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、次のいずれかに該当する場合は、この試験に合格しても採用されない。

ア 5の(1)に掲げる者のうち、平成16年3月31日までに大学を卒業見込みのものにあつては同日までに大学を、鳥取県人事委員会がこれと同等の資格があると認めるものにあつては同日までに大学に相当する機関として鳥取県人事委員会が認めるものを卒業できないとき。

イ 5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができないとき。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所中部県民局、西部総合事務所西部県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

## (3) 受付期間及び受付時間

## ア 受付期間

平成15年5月12日(月)から同月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成15年5月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成15年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

## 1 試験の名称

平成15年度鳥取県職員採用試験(資格・免許職)

## 2 試験の種類及び採用予定者数

試 験 の 種 類	採用予定者数
理 学 療 法 士	3名程度
臨 床 検 査 技 師	1名程度
看 護 師 ( 講 師 )	1名程度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

## 3 対象となる職

## (1) 理学療法士及び臨床検査技師

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表(2)1級相当程度の職員の職

## (2) 看護師(講師)

知事の事務部局等に勤務する教育職給料表(1)2級相当程度の職員の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の種類に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。なお、これらの給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

- (1) 理学療法士及び臨床検査技師 159,648円
- (2) 看護師（講師） 184,320円

#### 5 受験資格

受験資格がある者は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件は、次のとおりであること。
  - ア 理学療法士及び臨床検査技師 昭和43年4月2日以降に生まれた者
  - イ 看護師（講師） 昭和39年4月2日以降に生まれた者
- (2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に定める資格を有すること。

試験の種類	資 格
理 学 療 法 士	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による理学療法士に係る免許を受けた者又は平成16年5月31日までに受ける見込みの者であること。
臨 床 検 査 技 師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第3条第1項の規定による臨床検査技師の免許を受けた者であること。
看 護 師（講 師）	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定による看護師に係る免許を受けた者で、次のいずれかに該当するもの又は平成16年3月31日までに該当する見込みのものであること。 (1) 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員として必要な研修を修了したものの又は看護師の教育に関しこれと同等以上の学識経験を有すると認められるもの (2) 保健師、助産師又は看護師として基礎看護、在宅看護、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護又は精神看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事した者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの

- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成16年3月31日までに該当する見込みの者であること。
  - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
  - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者
 (注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

#### 6 第1次試験

- (1) 試験種目  
教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）
- (2) 試験の期日  
平成15年6月22日（日）
- (3) 試験の場所  
鳥取大学 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部 米子市西町86

専修大学神田校舎 東京都千代田区神田神保町三丁目8

## 7 第2次試験

### (1) 試験種目

作文試験、面接試験及び適性検査

### (2) 試験の期日

平成15年7月27日(日)から同月31日(木)まで

### (3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

## 8 合格者の発表

### (1) 第1次試験合格者

平成15年7月16日(水)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

### (2) 最終合格者

平成15年8月21日(木)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

ア 理学療法士の採用は、原則として平成16年4月1日の予定である。

なお、理学療法士の試験に合格した者のうち、平成16年3月31日までに5の(2)の表の右欄に定める理学療法士に係る免許を受けることができない者にあつては、当該免許を取得した日以降の採用となるが、同年5月31日までに当該免許を受けることができない場合は、採用されない。

イ 臨床検査技師の採用は、原則として平成15年10月1日の予定である。

ウ 看護師(講師)の採用は、原則として平成16年4月1日の予定である。

なお、看護師(講師)の試験に合格した者であっても、平成16年3月31日までに5の(2)の表の右欄に定める看護師(講師)に係る要件に該当しなければ、採用されない。

## 10 受験手続

### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

### (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

## (3) 受付期間及び受付時間

## ア 受付期間

平成15年5月12日(月)から同月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成15年5月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

## 11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成15年5月6日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

## 1 試験の名称

平成15年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)

## 2 採用予定者数

20名程度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

## 3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員(巡査)の職

## 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額191,232円のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)第7条の規定による減額後の額である。

## 5 受験資格

受験資格がある者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和51年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた男性

(2) 昭和57年4月以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業したもの若しくは平成16年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認めるもの

## 6 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)

## (2) 試験期日

平成15年7月13日(日)

## (3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74

## 7 第2次試験

## (1) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色覚	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

## (2) 試験期日

平成15年8月25日（月）及び同月26日（火）

## (3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

## 8 合格者の発表

## (1) 第1次試験合格者

平成15年7月23日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

## (2) 最終合格者

平成15年9月11日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

## 9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成16年4月1日の予定である。

また、5の(2)に掲げる者のうち、平成16年3月31日までに大学を卒業見込みのものにあつては同日までに大学を、鳥取県人事委員会がこれと同等の資格があると認めるものにあつては同日までに大学に相当する機関として鳥取県人事委員会が認めるものを卒業できなければ、この試験に合格しても採用されない。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部

警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年5月12日(月)から同年6月13日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成15年6月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話(代表)0857-23-0111)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

